

別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係)

病院 区分	サービスの種類	支援金の基準額
病院	中核病院以外の病院	<p>対象経費：電気、ガス、上下水道料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象：令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月に使用し、支払った対象経費 ・ 補助率等：エネルギー価格高騰前の令和 3 年度に支出した電気・燃料費と令和 7 年度に支出した対象経費を差し引きした額の 1 / 2 を補助 <p>(千円未満切捨)</p>